

# 山口県報

平成24年  
4月27日  
(金曜日)

## 目次

訓令	
山口県本庁内防火・防災管理規程の一部を改正する訓令(管財課)	一
山口県広報事務取扱規程の一部を改正する訓令(広報広聴課)	一
告示	
平成二十四年度地籍調査事業計画(地域政策課)	二
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	二
県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示の一部改正(会計課)	二
公告	
平成二十四年度消防設備士講習の実施(防災危機管理課)	二
秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定(文化振興課)	三
行政書士法第四条の四第二項の規定による届出(市町課)	三
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課)	四
製菓衛生師試験の実施(生活衛生課)	四
調理師試験の実施(生活衛生課)	五
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)	六
土地改良区役員届出(農村整備課)	七
土地改良区の解散の認可(農村整備課)	八
基本測量の実施の終了(監理課)	八
教委公告	
契約の締結	八
公安委告示	
警備員等の検定の実施	九

## 山口県訓令第4号

山口県本庁内防火・防災管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

山口県本庁内防火・防災管理規程の一部を改正する訓令

山口県本庁内防火・防災管理規程(昭和五十年山口県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「主査(課の事務を総括するものに限る。)」を「副課長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十四年四月二十七日から施行する。

## 山口県訓令第5号

山口県広報事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

山口県広報事務取扱規程の一部を改正する訓令

山口県広報事務取扱規程(昭和四十年山口県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2 課広報主任は、副課長をもつて充てる。

附則

この訓令は、平成二十四年四月二十七日から施行する。



### 山口県告示第九十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定による平成二十四年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、地籍調査を行う者の名称、調査地域及び調査期間を次のとおり告示する。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

#### 一 地籍調査を行う者の名称

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、長門市、美祢市、周南市及び山陽小野田市

#### 二 調査地域

下関市彦島弟子待町二丁目、彦島弟子待東町、菊川町大字下保木、豊田町大字今出及び豊北町大字田耕

宇部市大字榎小野及び大字船木

山口市江崎、嘉川、宮野上、秋穂東、小郡上郷、小郡下郷、小郡尾崎町、小郡金堀町、小郡山手上町及び阿東生雲中

萩市大字椿東及び大井

防府市大字久兼

下松市大字切山、大字来巻、大字河内、東和一丁目、東和二丁目及び桃山町

岩国市周東町祖生、錦町宇佐郷及び錦町須川

長門市仙崎、依山、東深川、深川湯本、日置上及び日置中

美祢市大嶺町東分、東厚保町山中、美東町赤及び美東町大田

周南市大字湯野及び大字鹿野下

山陽小野田市大字小野田、大字西沖及び大字通一丁目

#### 三 調査期間

平成二十四年四月二十七日から平成二十五年三月二十九日まで

### 山口県告示第九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地

改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称

認可年月日

厚狭窪太郎堰土地改良区

平成二四、四、一六

### 山口県告示第九十八号

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（平成二十四年山口県告示第四十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

二中「種類は、」の下に「自動車税納税通知書等作成業務、」を加える。



#### (一三三) 平成二十四年度消防設備士講習の実施

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の十の規定に基づき、平成二十四年度消防設備士講習を次のとおり実施します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

#### 一 受講対象者

次に掲げる講習区分ごとの消防設備士免状を所持している者

- (一) 消火設備 甲種第一類、甲種第二類、甲種第三類、乙種第一類、乙種第二類又は乙種第三類

- (二) 警報設備 甲種第四類、乙種第四類又は乙種第七類

- (三) 避難設備・消火器 甲種第五類、乙種第五類又は乙種第六類

#### 二 講習の日時及び場所

- (一) 消火設備

日	時	場	所
平成二四、九、二六	午前九時三十分から 午後五時まで	山口市湯田温泉五丁目一番一号 山口県婦人教育文化会館	山口市湯田温泉五丁目一番一号
"	"	周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域地場産業振興センター	周南市鼓海二丁目一八の二四
平成二四、一〇、一〇	午前九時三十分から 午後五時まで	周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域地場産業振興センター	周南市鼓海二丁目一八の二四
"	"	山口市湯田温泉五丁目一番一号 山口県婦人教育文化会館	山口市湯田温泉五丁目一番一号
"	"	下関市消防訓練センター	下関市消防訓練センター
平成二四、一〇、一六	午前九時三十分から 午後五時まで	山口市湯田温泉五丁目一番一号 山口県婦人教育文化会館	山口市湯田温泉五丁目一番一号
"	"	周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域地場産業振興センター	周南市鼓海二丁目一八の二四
"	"	宇部市大字川上七四 山口宇部農業協同組合	宇部市大字川上七四

三 講習の科目

(一) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

(二) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

(三) 効果測定

四 講習の一部免除

一の種類の講習を受けた後六月以内に他の種類の講習を受けようとする者は、三の(一)に掲げる科目の受講を免除する。

五 受講申請書の提出期間及び提出先

平成二十四年七月二十日(金曜日)から同年八月十七日(金曜日)までの間に、山口市葵二丁目五番六九号(郵便番号七五三〇八二二) 財団法人山口県消防設備協会に提出すること。

六 提出書類

(一) 受講申請書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

七 受講手数料

講習区分ごとに七千円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課(電話〇八三一九三三―三三六〇)又は財団法人山口県消防設備協会(電話〇八三一九三三―七七七八)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一三三) 秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定

山口県芸術村条例(平成十年山口県条例第二十三号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、秋吉台国際芸術村に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人山口きらめき財団 山口市水の上町一番七号

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に開館すること。
- (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を短縮すること。
- (四) 条例第六条の許可をすること。
- (五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

平成二十四年四月二日から平成二十八年三月三十一日までの間

(一三三) 行政書士法第四条の四第二項の規定による届出

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条の四第二項の規定により、財団法人行

政書士試験研究センターから次のとおり変更の届出がありました。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

変更事項	変更後		変更前	
	変	更	変	更
主たる事務所の所在地 行政書士試験の施行に 関する事務を取り扱う 事務所の所在地	東京都千代田区一番町二五番地	東京都千代田区日比谷公園一番三 号	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"

(一三四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年五月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十四年三月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 国際原子力広報支援センター

代表者の氏名 藤井 信幸

主たる事務所の所在地 下関市上新地町五丁目一番

三 定款に記載された目的

日本の近隣諸国に対する原子力理解増進に関する事業を行い、もって「原子力安全文化」の国際交流を図ること。

(一三五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年六月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十四年四月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 大路小路まち・ひとづくりネットワーク

代表者の氏名 内山 秋久

主たる事務所の所在地 山口市大殿大路一三三番地の一

三 定款に記載された目的

地域住民と共に、学校、行政、企業と緊密に連携し、大殿地域の様々な資産を活かし、大内文化特定地域でのまちづくり、大殿ブランドまちづくりを図り、未来へつなげる個性豊かな魅力溢れる、誇れるまちづくりを行っていくことに寄与すること。

(一三六) 製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。)第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時

平成二十四年八月十八日(土曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

(一) 衛生法規

- (一) 公衆衛生学
- (二) 食品学
- (三) 食品衛生学
- (四) 栄養学
- (五) 製菓理論及び実技
- (六) 受験資格
  - 法第五条又は附則第二項に規定する者であること。
- 五 受験願書の受付期間
  - 平成二十四年五月十四日(月曜日)から同年六月一日(金曜日)まで(郵送の場合は、六月一日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 六 受験願書等の提出先
  - (一) 県内に居住する者
    - 住所地を所管する保健所
  - (二) 県外に居住する者
    - 山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)
    - 山口県環境生活部生活衛生課
- 七 提出書類
  - (一) 受験願書
  - (二) 履歴書
  - (三) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
  - (四) 法第五条第一号に該当する者にあつては、同号に該当する者であることを証する書類
  - (五) 法第五条第二号に該当する者にあつては、最終学校の卒業証明書及び菓子製造業務従事証明書
  - (六) 法附則第二項に規定する者にあつては、菓子製造業務従事証明書
- 八 受験手数料
  - 九千四百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 九 合格者の発表等
  - (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
  - (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

- 十 その他
  - (一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「製菓衛生師試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
  - (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三―二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。
- (一三七) 調理師試験の実施
  - 調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第三条の二第一項の規定により、調理師試験を次のとおり実施します。
  - 平成二十四年四月二十七日
    - 山口県知事 二井 関成
- 一 試験の日時
  - 平成二十四年八月十八日(土曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所
  - 山口市秋穂二島一〇六二番地
  - 山口県セミナーパーク
- 三 試験科目
  - 試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。
  - (一) 食文化概論
  - (二) 衛生法規
  - (三) 公衆衛生学
  - (四) 栄養学
  - (五) 食品学
  - (六) 食品衛生学
  - (七) 調理理論
- 四 受験資格
  - 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則(昭和三十三年厚

の 生省令第四十六号) 第四条に定めるものにおいて、二年以上調理の業務に従事したも

五 受験願書の受付期間

平成二十四年五月十四日(月曜日) から同年六月一日(金曜日) まで(郵送の場合  
は、六月一日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書等の提出先

(一) 県内に居住する者  
住所を所管する保健所

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(四) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)

(五) 調理業務従事証明書

八 受験手数料

六千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三―二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復

はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二三八) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年四月二十七日から同年七月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) テックランド宇部東店

所在地 宇部市東見初町五四一の二四六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町一番一号	山田 昇
株式会社安成工務店	下関市綾羅木新町三丁目七番一号	安成 信次

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町一番一号	山田 昇

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年十二月六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、七二三平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一五五台

(二) 駐輪場の収容台数

七〇台

(三) 荷さばき施設の面積

七三平方メートル  
 (四) 廃棄物等の保管施設の容量  
 四三立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社ヤマダ電機 午前一〇時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

四箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十四年四月五日

(二三九) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
下関市豊北町農地開発土地改良区	理事	古川 哲郎	下関市豊北町大字田耕五〇四七の四
"	"	杉井 正剛	" 九二一
"	"	末田 利美	豊北町大字滝部一六六六
"	"	佐々木磯址	三七五四の六
"	"	松田 清	一一〇一の二
"	"	白石 隆雄	豊北町大字阿川一二八八
"	監事	岸田 道夫	豊北町大字滝部五六八七の二

二 退任した役員

日置南部土地改良区 藤田 芳幸 " 三一三の一

" 江原 清 " " 二六六七の一

" 阿波 宏之 " " 九四九

" 石田 敏 " " 日置上一二二九

" 今井 定人 " " 日置上一二二九

" 上田 宣道 " " 日置中一三三三

" 大村 史郎 " " 一三六六

" 岡崎 稔 " " 一三九六

" 久保 良介 " " 油谷蔵小田一八二

" 橘 明彦 " " 日置上六〇一〇の一

" 中野 保之 " " 日置中二六四二

" 長富 隆士 " " 日置上一二二二

" 藤本 範彦 " " 日置中五三五

" 藤本 正美 " " 日置上四四五の一

" 松橋 哲夫 " " 日置中三二九八

" 森永 龍夫 " " 日置下五一九

" 阿波 正征 " " 日置中六〇四の三

" 俵道 昭一 " " 二二〇八

" 松永 信昭 " " 日置上四八〇

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
下関市豊北町農地開発土地改良区	理事	古川 哲郎	下関市豊北町大字田耕五〇四七の四
"	"	杉井 正剛	" 九二一
"	"	末田 利美	豊北町大字滝部一六六六
"	"	佐々木磯址	三七五四の六
"	"	松田 清	一一〇一の二
"	"	白石 隆雄	豊北町大字阿川一二八八
"	監事	岸田 道夫	豊北町大字滝部五六八七の二
"	理事	藤田 芳幸	三一三の一
日置南部土地改良区	理事	江原 清	長門市日置中五四〇四
"	"	阿波 宏之	二六六七の一
"	"	石田 敏	日置上一二二九
"	"	今井 定人	日置上一二二九
"	"	上田 宣道	日置中一三三三
"	"	大村 史郎	一三六六
"	"	岡崎 稔	一三九六
"	"	久保 良介	油谷蔵小田一八二
"	"	橘 明彦	日置上六〇一〇の一
"	"	中野 保之	日置中二六四二
"	"	長富 隆士	日置上一二二二
"	"	藤本 範彦	日置中五三五
"	"	藤本 正美	日置上四四五の一
"	"	松橋 哲夫	日置中三二九八
"	"	森永 龍夫	日置下五一九
"	"	阿波 正征	日置中六〇四の三
"	"	俵道 昭一	二二〇八
"	"	松永 信昭	日置上四八〇

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	監	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
松永	依道	阿波	原田	森永	宗重	橋	藤本	永尾	久保	上手	岡崎	今井	上田	石田							
正作	昭一	正征	實	龍夫	宏和	明彦	範彦	修	良介	仁義	稔	定人	正道	敏							
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
日置上四七三	" 二三〇八	日置中六〇四の三	日置上七九五	日置下五一九	" 六一九の八	日置上六〇一〇の一	日置中五三五	日置上五二二	油谷蔵小田一八二	日置下二九三の三	日置中一三九六	日置上二二二九	" 二三三三	" 九四九							

(一四〇) 土地改良区の解散の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定に基づき、土地改良区の解散を次のとおり認可しました。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

認可年月日

玖珂郡本郷村土地改良区

平成二四、四、一六

(一四一) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

基本測量(基盤地図情報整備)

二 作業の地域

宇部市、萩市、下松市、長門市、美祢市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町及び熊毛郡田布施町

三 作業の期間

平成二十三年八月二十三日から平成二十四年三月三十一日まで



公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

教育庁高校教育課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

スクールネットワークユニネットワークセンター運用保守・ヘルプデスク業務 一

式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十四年四月一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

KDDI株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目三番二号

六 契約金額

三千九十六万六千七百七十円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七政令

第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 二井 関成





### 山口県公安委員会告示第十四号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十四年四月二十七日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員  
種 別 級 受検定員  
雑踏警備業務 一級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 平成二十四年八月七日（火曜日）の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 平成二十四年八月三十日（木曜日）

場 所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの（以下「県外在住警備員」という。）であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十四年五月二十八日（月曜日）から同年六月一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るも

のとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚

七 受検手数料

一万三千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一〇）にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員  
雑踏警備業務 一級 二十名

## 二 検定に係る試験の日時及び場所

## (一) 学科試験

日 時 平成二十四年八月七日(火曜日)の午前十時から正午まで  
場 所 山口市滝町一番一号  
山口県警察本部

## (二) 実技試験

日 時 平成二十四年八月二十四日(金曜日)  
場 所 山口市秋穂二島一〇六二番地  
山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

## 三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

## 四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十四年五月二十八日(月曜日)から同年六月一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

## 五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

## 六 提出書類

(一) 検定申請書  
(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面  
2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)(二枚)

## 七 受検手数料

一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

## 八 受検票の交付

## 九 その他

検定申請書を提出した警察署において交付する。

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。